

岩手県監査委員告示第4号

監査結果の公表（平成24年岩手県監査委員告示第33号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年1月15日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 佐々木 大和
岩手県監査委員 伊藤 孝次郎
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 県北広域振興局土木部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成24年6月20日及び同月21日

(2) 本監査実施日 平成24年7月30日

3 監査結果の公表の日 平成24年9月4日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
委託業務の執行に当たり、契約を締結しないで業務を行わせていたものが1件あったので、適正な事務の執行に努められたい。	委託業務の執行については、適切な時期に契約を締結し、複数の職員による業務の確認を徹底することにより再発防止に努めることとした。